

指定障害福祉サービス事業者の皆様へ

指定障害福祉サービス事業者に対する業務管理体制検査の実施について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、指定障害福祉サービス事業者の業務管理体制の確認検査を下記のとおり来年度（令和3年度）から実施します。

根拠法令等

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33
- ・児童福祉法（昭和22年法律164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39、第24条の40
- ・障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日付け障発0330第32号）
- ・障害福祉サービス事業者管理体制確認検査方針（平成27年3月13日付け障発0313第2号）
- ・郡山市障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

1 業務管理体制とは

指定障害福祉サービス事業者の不正事案等の防止の観点から、事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。

（1）届出の内容

対象となる指定障害福祉サービス事業者	届出事項
すべての事業者	事業者の名称又は氏名 事業者の主たる事務所の所在地 事業者の代表者の氏名・生年月日・住所・職名 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
事業所・施設数が20以上の事業者	上記に加え「法令遵守規程」の整備
事業所・施設数が100以上の事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(2) 届出先

区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市
すべての事業所等（障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者	中核市
上記以外の事業者	都道府県

※届出は障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う。

2 業務管理体制検査

(1) 検査対象者 本市に業務管理体制の整備に関する届出を行った障害福祉サービス事業者

(2) 検査体制 複数の検査担当職員で的確かつ効果的な検査を実施

(3) 検査等

ア一般検査 業務管理体制の届出内容を確認するため、(1)のすべての障害福祉サービス事業者を対象とし、定期的実施（おおむね6年に1回、書面検査の方法による）

イ特別検査 指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者に対し実施